

会 議 録 （要旨）

<p>会 議 名</p>	<p>第1回 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会</p>
<p>開 催 日 時</p>	<p>平成29年7月27日（木） 午後3時 ～ 午後4時</p>
<p>開 催 場 所</p>	<p>市役所3階 301会議室</p>
<p>出席者及び 欠 席 者</p>	<p>出席者：田中 博美委員、乃一 祐太委員、原田 裕一委員、鈴木 廣委員、 鈴木 節雄委員、藤本 由美子委員、馬場 由美子委員 欠席者：小川 育男委員 事務局：建設管理担当部長、道路下水道課長、道路下水道課主査（下水道G）、 同課主任（下水道G）、同課主事（下水道G）</p>
<p>議 題</p>	<p>1 会長及び副会長の選出について 2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 4 その他</p>
<p>結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small></p>	<p>議題1について： 会長に「鈴木節雄委員」及び副会長に「小川育男委員」で決定。 議題2について： 本検討委員会を公開とし、その取り扱いについては、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりとすることで決定。 議題3について： 「武蔵村山市公共下水道事業の概要について」を事務局から説明。 議題4について： 今後の会議の開催予定について事務局より説明。 第2回は、8月7日（月）多摩川上流水再生センター視察。 第3回は、8月28日（月）下水道事業の財政状況等について。 第4回以降は、事務局より都合を図る通知を送付し、決定する。</p>
<p>審 議 経 過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small></p> <p><small>（発言者）</small> ○印＝委員 ●印＝事務局</p>	<p>(1) 委嘱書の交付 (2) 市長あいさつ (3) 委員の紹介 (4) 事務局職員の紹介</p> <p>議題1：会長及び副会長の選出について 会長及び副会長について、委員より事務局に一任する声があり、鈴木節雄委員を会長に、小川育男委員を副会長として決定した。</p> <p>議題2：武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について 【事務局説明要旨】 『武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針』第3条の規定に基づき、本検討委員会の会議において会議の「公開の可否」を諮ることとしており、その中で公開するとした場合には、第8条第1項により「会議公開運営要領」を会議に諮って制定することになっている。「運営要領（案）」を御覧いただき、委員の皆さまの御了承をいただきたいと思う。</p>

【質疑・意見等】

質疑等なし。

議題3：武蔵村山市公共下水道事業の概要について

【事務局説明要旨】

1 下水道の役割と種類及び分類について

下水道は雨水を排除し、生活や生産活動で発生する汚水を処理する重要な施設である。さらに、汚水をきれいな水に浄化し、河川や海の汚れを防ぐことも下水道の大きな役割である。

また、その方式には、汚水と雨水を一緒に処理する「合流式」、汚水と雨水を分けて処理する「分流式」があり、武蔵村山市は「分流式」で整備されている。合流式は、ひとつの管渠で汚水・雨水を一緒にの管に流して処理するため、分流式と比べ整備が容易であるが、短時間に大量の降雨があった場合、一度に大量の雨水が下水道に流入することとなり、処理しきれない汚水が雨水とともに、そのまま川や海などに排出され、水質汚濁や悪臭の発生、公衆衛生上の観点などからいろいろな問題が起きることもある。このため、国では合流式から分流式に改善するよう指導を行っている。一方、分流式は、汚水と雨水を分けて処理するため、これらの問題は発生しないが、汚水管と雨水管を別々に整備しなければならないことから、膨大な整備費用がかかる。

次に、下水道は、「流域下水道」と「公共下水道」、「都市下水路」に分類される。流域下水道は、2つ以上の市町村から排出される汚水や雨水を処理するために、東京都が設置し管理する下水道の幹線と、その幹線から排出される汚水や雨水を処理するための処理場（水再生センター）をいう。公共下水道は、一番身近な市内の道路等に敷設してあるものをいう。なお、個人宅地内に個人で設置したものは「排水設備」という。都市下水路は、主に市街地内の雨水排除を目的とし、近隣では、福生市、羽村市、青梅市で実施している。

2 流域下水道事業について

東京都の多摩地域においては、多摩川流域下水道及び荒川右岸東京流域下水道の2つの事業を実施している。

多摩川流域下水道は7つの処理区があり、本市はその内の「多摩川上流処理区」に入っている。多摩川上流処理区の処理場である多摩川上流水再生センターは、供用開始区域7,051ha、事業計画区域面積9,349ha、昭島市宮沢町にあり、運転開始は昭和53年5月で、処理能力は1日当たり約29万4千トン、施設の敷地面積は約15万㎡である。普及状況は全体人口46万7千人に対し普及人口が46万4千人で、普及率は99%である。

荒川右岸東京流域下水道は荒川右岸処理区の1処理区のみであり、処理場は清瀬水再生センターである。清瀬水再生センターは、供用開始区域7,773ha、事業計画区域面積8,042ha、清瀬市下宿にあり、運転開始は昭和56年11月で、処理能力は1日当たり約36万トン、施設の敷地面積は約21万㎡である。普及状況は全体人口73万人

に対し普及人口が73万人で、普及率は100%である。

### 3 公共下水道事業について

本市の公共下水道事業は東京都が施行する流域関連公共下水道事業として、分流式により昭和49年10月に事業に着手した。流域下水道計画との関係から、市内を東西の2つに分け、東部地区は「清瀬水再生センター」、西部地区は「多摩川上流水再生センター」で汚水の処理を行っている。

雨水整備は、地形の関係から残堀川水系、空堀川水系に分かれており、残堀川水系は事業認可を受け一部事業に着手しているが、空堀川水系は事業認可までには至っていない。

汚水の平成28年度末現在の面的整備率は、97.5%であり、残りの未整備部分は生産緑地などの農地区域となっており、このため下水道の普及率は100%である。また、平成28年度末の水洗化率は99.5%である。下水道に未接続、水洗化になっていない世帯数は市内に141世帯あり、未接続世帯の内訳は浄化槽世帯が77世帯、汲み取りの世帯が64世帯ある。未接続世帯の大半は貸家や老朽化、経済的な困難等の理由により未接続となっているのが現状である。

### 4 公共下水道事業の法律的な位置づけ

地方財政法第6条に公営企業の財政運営の方法が定められており、政令第12条で定められている13の事業（公共下水道事業、水道事業、交通事業、電気事業など）の経理については「特別会計」をもって行わなければならないと規定されている。

また、これら公営企業の事業について、「その経費は、その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（一般会計からの繰入金）を除き、当該事業の経営に伴う収入（下水道使用料）をもってこれに充てなければならない。」とされ、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制が義務づけられている。

### 5 下水道事業特別会計の現状

下水道事業の歳入決算額に占める歳入の内訳は、平成24年度から平成28年度の5か年平均で下水道使用料が81%、一般会計繰入金が9%を占めている。汚水処理費経費回収率（汚水処理費を下水道使用料で賄う割合）は、平成26年度から平成28年度の3か年平均で134%であり、下水道使用料で汚水処理費を賄うことができているということになる。

### 6 公共下水道事業の主なあゆみ

本市公共下水道は、昭和48年12月に都市計画決定、武蔵村山市公共下水道条例が制定されて事業がスタートした。昭和49年4月に下水道事業特別会計を設置し、同年9月には多摩川上流処理区の事業認可を受け、10月から事業に着手し、昭和54年6月に供用開始された。また、昭和54年12月には荒川右岸処理区の事業認可を受け、昭和61年3月に供

用開始された。下水道使用料は、昭和57年4月に40.7%の改定を行った。つづいて、平成4年度の検討委員会の結果、平成7年に平均40.3%、平成9年に平均24.1%、平成10年に平均8.9%の改定を行った。直近では、平成19年度の検討委員会の結果、平成20年に5.0%、平成21年に平均4.7%の2か年にかけての改定を行った。

#### 7 下水道使用料について

下水道は公の施設に該当し、地方自治法第225条の規定により、その利用に対し条例の定めるところにより使用料を徴収することができることとされている。また、下水道法第20条では、公共下水道管理者（市長）は、条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができることとされている。これは、使用者を特定でき、便益を享受していることから、全ての経費を税負担ではなく使用者負担とすることにより、費用負担の公平の原則に合致するため、公共下水道管理者に使用料徴収の一般機能が与えられているものである。

#### 8 東京都26市公共下水道普及状況

会議資料7ページ参照。

武蔵村山市の普及状況は100%である。

#### 9 武蔵村山市公共下水道事業特別会計決算（予算）の状況

会議資料8, 9ページ参照。

#### 10 歳入合計額に占める下水道使用料及び一般会計繰入金等の割合

下水道使用料については、平成20年度の歳入合計額に占める割合が57.5%であったが、平成29年度予算では83.2%であり、25.7ポイント歳入に占める割合が多くなった。

一般会計繰入金については、平成20年度の歳入合計額に占める割合が21.9%であったが、平成29年度予算では1.8%であり、20.1ポイント歳入に占める割合が少なくなった。

#### 11 科目別歳出状況

1：総務費は人件費、一般事務費、各種協議会等の負担金、車両管理経費、下水道使用料徴収委託料などで、平成29年度予算では3億2,845万9千円で歳出合計に対し26.4%の支出割合となっている。

2：事業費は下水道管の敷設や維持管理経費、流域下水道維持管理負担金（本市から各水再生センターに流入した汚水を処理する経費）などで、平成29年度予算では6億4,465万5千円で歳出合計に対し51.9%の支出割合となっている。

3：公債費は工事等のために借り入れた借入金の元金及び利子の償還に充てるもので、平成29年度予算では2億6,796万4千円で歳出合計に対し21.5%の支出割合となっている。

4：予備費は200万円で、0.2%の支出割合となっている。

## 12 東京都26市下水道使用料の状況

会議資料12ページ参照。

ランク別の本市の順位は、月に10立方使用の場合は26市中19位、同じく20立方使用の場合は17位、25立方使用の場合は18位、30立方、40立方及び50立方使用の場合は、26市中19位という状況である。

### 【質疑・意見等】

- 項番12について、26市中の本市順位は、これが低ければ低いほど安いと考えてよいのか。
- そのとおりである。
- 低ければ低いほど順位は大きいといえますか、下から数えたほうが早いということですね。
- そのとおりである。
- 項番6について、事業内容を読ませていただくと、下水道使用料改定（改定率〇〇%）という言葉が出てくるが、これについてもう少し詳しく教えていただきたい。昭和57年4月に初めて改定率の話が出てくるが、改定率40.7%とあります。例えば、1,000円払ってもらっていましたが、1,407円になりますということなのか、逆に593円になりますということなのか、どのように考えればよいのか教えていただきたい。
- 例えば、昭和57年につきましては、1,000円だったものが1,407円、40.7%上がりましたということであり、全て増額である。
- では、表12にある基本料金10㎡まで〇〇円というのは、さらにここから全部40.7%あがったということですか。
- そのとおりである。

### 議題4：その他について

#### 【事務局説明要旨】

次回、第2回目の委員会は、8月7日（月）に多摩川上流水再生センターの視察及び会議録の承認についての会議を行う。

第3回目は、8月28日（月）に開催したいと考えている。内容は下水道事業の財政状況等についてである。

第4回目は9月中旬から下旬に下水道財政の今後について、第5回目は10月上旬から中旬に下水道使用料の改定について、最終回である第6回目は10月中旬から下旬に報告（案）について検討いただき、11月上旬には市長へ報告をいただきたいと考えている。

### 【質疑・意見等】

- 第4回目の日程も決めたいのですが。
- 第4回目以降については事務局から示した日程に○×をつけていただくような通知を送付いたしますので、それを返送していただければと思います。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <span style="float: right;">傍聴者：_____ 0 人</span>
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <span style="float: right;">)</span>
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____ ) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____ )

庶務担当課	都市整備部 道路下水道課 (内線：255)
-------	-----------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)